

2026年度の関税割当申請書及び関税割当証明書の取扱い等について

2026年度の皮革及び革靴の関税割当てについて（令和8年3月2日付け2026関税割当公表第2号。以下「公表」という。）第7の1の規定に基づき、2026年度の関税割当申請書及び関税割当証明書の取扱い等について（令和8年3月2日付け2026関税割当注意事項第2号。以下「注意事項」という。）を下記のとおり定める。

また、本注意事項は、令和8年度の適用に係る「関税定率法等の一部を改正する法律案」等の成立及び施行をもって有効となる。

なお、本注意事項を変更する場合には、当省の関税割当ホームページ等によりお知らせする。

目 次

1 証明書の有効期間延長（申請）	2
2 証明書の分割（申請）	3
3 証明書の「名義変更」に伴う内容変更（申請）	4
4 証明書の「割当数量の変更」に伴う内容変更（申請）【当面の間停止】	6
5 証明書の内容変更（届出）	7
6 証明書の再発給	8
7 証明書の無効等	9
8 追加資料の提出	9
9 申請の取下げ	9
10 その他	9
【別記】関税割当申請書等の記載要領	11
<各種様式>	11
1 共通事項	12
2 関税割当申請書（省令様式第1）	13
3 関税割当証明書有効期間延長申請書（省令様式第3）	14
4 関税割当証明書分割申請書（省令様式第4）	14
5 関税割当証明書内容変更申請書（注意事項様式第1）	14
6 関税割当証明書内容変更届出書（注意事項様式第1）	17
7 関税割当証明書再発給依頼書	18

<注意事項>

- 1 本注意事項に定める申請・届出等の各種手続等は、郵送により受け付ける。
ただし、必要に応じ、対面による審査及び受付を行う場合がある。
- 2 対面による審査及び受付を行う場合の受付時間は、原則として、午前10時から午前11時45分まで及び午後2時から午後4時までとする。
なお、別途指定する場合は、上記以外の時間帯に受け付けることがある。

1 証明書の有効期間延長（申請）

（1）申請の要件等

① 申請の要件

次のイ又はロのいずれか一の事由により、証明書の有効期間内に割当物品を輸入通関できなくなったことが確認できる場合には、有効期間満了日の翌日から30日を超えない範囲で有効期間の延長を申請することができる。

当該申請は、有効期間の満了日（2027年3月31日）までに当該証明書を発給した窓口へ提出（郵送にあつては、到達）しなければならない。

イ 輸出者の責による事由

ロ 天災、戦争、労働争議その他輸出者又は申請者のいずれかの者の責にも帰すことができない事由

② 承認の要件

当該申請の承認は、次のイ及びロの要件を満たす場合に限り行う。

イ 上記①イ又はロの事由により輸入通関できなくなったことが確認できること。

ロ 当該年度に発給を受けたいずれかの証明書で、申請時に一通関以上使用していること。ただし、「第5回年度枠」又は「第4回再割当て」の申請により取得した証明書に限り、有効期限が短いため、申請時に一通関以上使用していなくても延長可能とする。

（注）有効期間を延長したにも関わらず、理由がなく未通関だった場合は、事後審査を行う場合がある。

（2）提出書類

- ① 関税割当証明書有効期間延長申請書（省令様式第3） 1通
- ② 関税割当証明書（有効期間を延長するもの） 原本及びその写し 各1通
（NACCSシステムに登録した場合は「関税割当証明書システム管理終了結果情報」を併せて提出すること。）
- ③ 関税割当証明書の有効期間内に割当物品を輸入通関することとなっている契約書等 ※原本の写し 1通
- ④ 関税割当証明書の有効期間内に割当物品を輸入通関できなくなったことを証明する書面
（例：割当物品の船積み遅延を連絡する輸出者からの通信文であつて、日本到着予定日が明記されていること） ※原本の写し 1通
- ⑤ 上記③及び④の書類が日本語以外の言語で表記されている場合 日本語訳 1通
（注）上記③及び④は、必要に応じて、原本を求める場合がある。
- ⑥ 返信用のレターパックプラス（赤色）

2 証明書の分割（申請）

（1）申請の要件等

原則として、証明書の分割は行わない。証明書の分割を必要としないNACCSシステムを活用すること。

ただし、NACCSシステムの不具合等により関税割当証明書の分割を必要とすることが確認できる場合に限り、関税割当証明書の分割を行う。

当該申請は、当該証明書を発給した窓口申請しなければならない。

（2）提出書類

① 関税割当証明書分割申請書（省令様式第4） 1通

② 関税割当証明書（原証明書） 原本1通

③ 関税割当返納確認書（公表様式第4） 2通

④ 原証明書により一部通関している場合には以下の書類

原証明書により通関した割当物品に係る「初回」の輸入通関分（注1）の輸入許可通知書等（次のイからハまでに掲げるいずれかの書類）の写し 1通

イ 輸入許可通知書

ロ 輸入（納税）申告書（税関様式C第5020号）

ハ 国際郵便課税通知書（税関様式C第5060号）

（配達郵便局日付印が押印されているもの）

（注1）「初回」の輸入通関が無償（輸入代金決済が発生しない。）の場合は、最初に有償による輸入通関をした輸入許可通知書等を提出するものとする。

なお、2回目以降の輸入通関分の輸入許可通知書の提出を求める場合があるので、全ての通関分（証明書裏面の通関状況欄）の輸入許可通知書を出力等して保存（5年間）し、求めがあった場合には、速やかに提出すること。

（注2）必要に応じ、全ての輸入通関分について、次のイからハまでの書類の提出を求める場合があるので、速やかに提出できるよう管理・保管すること。

イ 仕入書（インボイス）

ロ 輸入許可通知書等

ハ 自己の名において輸入代金決済したことを証する書類（証する書類の例）

i) T/T送金の場合

外貨送金依頼書及び計算書の写し 1通

ii) クレジットカード払いの場合

法人の場合は、法人名義クレジットカードの利用明細書及び預金通帳の写し 1通

（注）代表権を有する者の個人クレジットカードの使用も可とする。

iii) クレジットカードによるリボ払いの場合

残高の繰り越し分も含めて、輸入代金の支払いのリボ払い分の全てについて支払が完了し、リボ債務残高がゼロになったことが確認できるクレジットカード利用明細（及び必要に応じて、預金通帳）の写し 1通

iv) 信用状（L/C）取引の場合

信用状発行（開設）依頼書及び計算書の両方の写し 1通

⑥ 返信用のレターパックプラス（赤色）

3 証明書の「名義変更」に伴う内容変更（申請）

（1）申請の要件等

① 申請すべき者

証明書の「申請者氏名（名称）」欄に記載されている名義に変更があった場合には、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める者は、変更後速やかに、当該証明書を発給した窓口に内容変更の申請をしなければならない。

（注1）既に返納している当該年度及び前年度の証明書の名義も変更する場合（輸入通関数量の実績を承継する場合）を含む。

（注2）年度枠の証明書の発給を受けた者が再割当てによる証明書の発給後に証明書の名義を変更する場合には、年度枠の証明書を発給した窓口に提出することとする。

- | |
|--|
| <p>イ 法人又は個人事業者の「氏名、商号、屋号その他名称」に変更があった場合（ロに該当する場合を除く。） 証明書の発給を受けた者</p> <p>ロ 相続、合併、会社分割又は事業譲渡・譲受により、名義変更をする場合
相続人又は新法人等の代表権者</p> |
|--|

② 承認の要件

証明書の名義変更に伴う内容変更の承認は、次のイ及びロの要件を満たす場合に限り行う。

- | |
|---|
| <p>イ 提出された書類から判断して、正当な手続を経て適法に行われていることが確認できること。</p> <p>ロ 次の i) から v) までのいずれにも該当しないこと。</p> <p>i) 相続が法人への遺贈の場合</p> <p>ii) 相続人又は合併・会社分割後の新法人若しくは譲受法人（事業譲渡により事業を譲り受けた法人をいう。）（以下「相続人又は新法人等という。）」が、公表第3の3の申請要件を満たさない場合</p> <p>iii) 相続人又は新法人等が公表第5の5の重複申請に該当する場合</p> <p>iv) 法人同士の事業譲渡において、譲受法人が直近7年度間に事業を譲り受けたことによる名義変更をしている場合</p> <p>v) 事業譲渡において、譲渡法人（事業を譲渡した法人をいう。）が「新規者」であって、承継される証明書が一度も使用されない場合</p> |
|---|

(2) 提出書類

【共通】

- ① 関税割当証明書内容変更申請書(注意事項様式第1) 2通
(注1) 当該年度に取得した証明書全てを既に返納している場合で、この変更後も割当てを取得する予定がある場合(相続又は事業譲渡・譲受を除く。)には、関税割当証明書内容変更届出書(注意事項様式第1) 1通
(注2) 既に返納している前年度の証明書の名義も変更する場合も同様とする。
- ② 関税割当証明書(名義変更をするもの) 原本及びその写し各1通
(注1) NACCSシステムに登録した場合には、「関税割当証明書システム管理終了結果情報」を併せて提出すること。
(注2) 当該年度に取得した証明書を既に返納している場合で、この変更後も割当てを取得する予定がある場合には、返納の際に提出窓口から返却された返納確認書(受付印があるもの) 写し1通
- ③ 既に返納している前年度の証明書の名義も変更する場合
返納の際に提出窓口から返却された返納確認書(受付印があるもの) 写し1通
- ④ 返信用のレターパックプラス(赤色)

【法人のみ】

- ⑤ 登記事項証明書(履歴事項全部証明書) 写し1通
(注1) 原本の提出でも可(ただし、返却はしない。)
(注2) 申請者が法人である場合に限り、合併・分割・事業譲渡の当事者全てのものであって、申請日前1か月以内に交付されたもの。
(注3) 合併又は事業譲渡後に解散した場合には、閉鎖事項全部証明書等 写し各1通
- ⑥ 国税庁法人番号公表サイトで検索した法人情報の画面を印刷した書面 1通

【名義変更を証する書類等】

- ⑦ 名義変更を証する書類等
 - イ 名義変更(口からホまでに係るものを除く。)
取引先への変更通知状、公的機関等への変更届出等の写し
(注) 個人事業者から法人(代表権者は個人事業者名)への名義変更(法人成り)の場合には、「個人事業の(開)廃業等届出書」の控えの 写し1通
※必要に応じて、追加書類を求める場合は提出すること。
 - ロ 相続
税務署に提出した「個人事業者の死亡届出書」又はその他の提出書類の控えの写し1通
 - ハ 合併
 - i) 合併を決議したときの合併当事者の株主総会議事録 写し1通
(注) 株主総会の決議が不要とされている場合は取締役会の議事録、合名会社、合資会社又は合同会社の場合は、社員の総意を証する書面
 - ii) 合併契約書 写し1通
(注) 日本語以外の言語で表記されている場合 日本語訳 1通

ニ 会社分割

- i) 会社分割の決議をしたときの分割当事者の株主総会議事録 写し1通
(注) 株主総会の決議が不要とされている場合：取締役会の議事録
合名会社、合資会社又は合同会社の場合：社員の総意を証する書面
- ii) 新設分割計画書又は吸収分割契約書 写し1通
(注) 日本語以外の言語で表記されている場合 日本語訳 1通

ホ 事業譲渡

- i) 事業譲渡・譲受を決議したときの両当事者の株主総会議事録 写し 1通
(注) 株主総会の決議が不要とされている場合：取締役会の議事録
合名会社、合資会社又は合同会社の場合：社員の総意を証する書面
- ii) 事業譲渡・譲受契約書 写し1通
(注) 日本語以外の言語で表記されている場合：日本語訳 1通

【その他】

- ⑧ 相続人又は新法人等が「新規者」に該当する場合
公表第4の1(2)③、④ニ、⑤イ及びハ並びに⑥に掲げる書類
(注) 2026年度公表により「新規者」として当該書類を提出している場合は、提出することを要しない。

4 証明書の「割当数量の変更」に伴う内容変更（申請）【当面の間停止】

【本規定は、当面の間停止する。申請受付を再開する際には、ホームページ等でお知らせする。】

(1) 申請の要件等

証明書の割当数量（割当数量が変更されている場合には、変更後の割当数量。以下この4の規定において同じ。）の一部を返納するために割当数量の変更を申請する者は、当該証明書を発給した窓口に次の書類を提出しなければならない。

(2) 提出書類

- ① 関税割当証明書内容変更申請書（注意事項様式第1） 2通
- ② 割当数量を変更する証明書の原本及びその写し 各1通
(注1) 申請の際に記入する「今後の使用予定数量」は、整数とする
(公表の第5の4参照)
(注2) NACCSシステムに登録した場合には「関税割当証明書システム管理終了結果情報」を併せて提出すること。
- ③ 返信用のレターパックプラス（赤色）

5 証明書の内容変更（届出）

（1）届出の要件

証明書に記載された①から③までに掲げる事項に変更があった場合には、その証明書の発給を受けた者は、変更後速やかに、当該証明書を発給した窓口に届出しなければならない。

- | |
|------------------------------------|
| ① 住所
② 法人の代表権者（役職、氏名）
③ 電話番号 |
|------------------------------------|

（2）提出書類

- ① 関税割当証明書内容変更届出書（注意事項様式第1） 2通

（注）当該年度に取得した証明書全てを既に返納している場合で、この変更後も割当てを取得する予定がある場合には1通

- ② 関税割当証明書（内容変更をするもの）原本及びその写し 各1通

（NACCSシステムに登録した場合は「関税割当証明書システム管理終了結果情報」を併せて提出すること。）

（注）当該年度に取得した証明書を既に返納している場合で、この変更後も割当てを取得する予定がある場合には、返納の際に提出窓口から返却された返納確認書（受付印があるもの）写し1通

- ③ 既に返納している前年度の証明書がある場合には、返納の際に提出窓口から返却された返納確認書（受付印があるもの）写し1通

- ④ 変更を証する書面（注）

イ 法人の場合

- i) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）写し1通

（注）住所又は代表権者が変更となった場合で、変更後かつ届出日前1か月以内に交付されたもの。なお、原本の提出でも可（ただし、返却はしない。）

- ii) 登記簿に登録していない事務所を証明書の住所としている場合

事務所建物の不動産登記事項証明書の原本又は賃貸借契約書の写し 1通

ロ 個人事業者の場合

住所変更通知等変更を証する書面 1通

（注）「電話番号変更」のみの場合は、変更を証する書類は不要とする。ただし、電話が繋がらない場合には通関時に貨物が止まることがあるため注意すること。

- ⑤ 返信用のレターパックプラス（赤色）

（注）同一の内容変更について、2以上の内容変更届出書を同時に提出する場合には、内容変更届出書及び証明書以外の書類は、いずれか一の内容変更届出書に添付すれば、それらの書類を他の内容変更届出書に添付する必要はない。

6 証明書の再発給

(1) 再発給の要件等

再発給は、証明書を紛失し又は汚損した場合であって、かつ、依頼日前2年間に証明書の再発給が行われていない者に対して、提出された書類から判断し、確認できる未使用の割当数量の範囲内において行う。再発給する証明書の有効期間は、当初の証明書の有効期間とする。

当該再発給依頼は、当該証明書を発給した窓口に提出しなければならない。

なお、証明書の再発給により無効となる原証明書の証明書番号、割当てを受けた者の氏名(名称)及び住所、法人番号、割当年月日、有効期間の満了日並びに割当物品名について、『JETRO通商弘報』等において公告し、再発給日は、公告の日以降とする。

(2) 提出書類

- ① 関税割当証明書再発給依頼書(様式任意) 1通(【別記】記載要領7参照)
- ② 関税割当申請書(省令様式第1) 1通
- ③ 証明書を紛失した場合

次のイからニまでの書類を提出すること。

- イ 発給を受けた割当数量から既に使用した割当数量を差し引いた未使用の割当数量を確認できる書面 1通
- ロ 紛失した証明書の写しがある場合には、その写し 1通
- ハ 紛失した証明書で通関した輸入許可通知書等の写し 1通
- ニ 紛失した証明書の「初回」の輸入通関に係る「自ら輸入」を証明する次のi)及びii)の書類の写し 各1通

(注)「初回」の輸入通関が無償(代金決済が発生しない。)の場合は、最初に有償により輸入通関をした書類を提出するものとする。

なお、必要に応じ、2回目以降の輸入通関に係る書類の写しを求めることがある。

- i) 仕入書(インボイス)
- ii) 自己の名において輸入代金決済したことを証する書類(証する書類の例)

a T/T送金の場合

外貨送金依頼書及び計算書の写し 1通

b クレジットカード払いの場合

法人の場合は、法人名義クレジットカードの領収書及び明細書の写し 1通

(注)代表権を有する者の個人クレジットカードの使用も可とする。

c クレジットカードによるリボ払いの場合

残高の繰り越し分も含めて、輸入代金の支払いのリボ払い分の全てについて支払が完了し、リボ債務残高がゼロになったことが確認できるクレジットカード利用明細(及び必要に応じて、預金通帳)の写し 1通

d 信用状(L/C)取引の場合

信用状発行(開設)依頼書及び計算書の両方の写し 1通

- ④ 証明書を汚損した場合
その汚損した証明書の原本
- ⑤ 返信用のレターパックプラス（赤色）

7 証明書の無効等

本関税割当注意事項に定める各種申請について、同注意事項に定める要件に反することが認められる場合には、公表の第5の7に基づき必要な措置を講じることがある。

8 追加資料の提出

受付後の審査にあたって、この関税割当注意事項に定められた提出すべき書類以外の書類が必要となった場合には、申請者に対して追加書類の提出及び説明を求めることがある。

9 申請の取下げ

申請を行った後、受理された申請書を取り下げる場合には、申請窓口に取り下げる旨を連絡（電話、メール等又はその他書面）しなければならない。

10 その他

(1) 代理申請について

- ① 郵送による申請・届出等の各種手続
代理申請を認めない。
- ② 対面による申請受付を行う場合における「実績者」の申請
 - イ 委任状による第三者の代理（物理的に申請窓口に行くことができない場合）を可能なものとする。
 - ロ ただし、1人の申請者が申請窓口において一度に申請できるのは3申請までとする。
 - (注) 実績者の委任状により代理人が申請する場合又は自らの申請及び代理による申請の双方の申請をする場合を含む。)
 - ハ 代理人が申請する場合
「委任状（代理人用）」（注意事項様式第3）を提出すること。
 - (注1) 委任者（実績者）自身が自署で作成したものであって、提出日前1か月以内に発行したものである。
 - (注2) 特段の事情がない限り、全体をワープロ、タイプ等を使用（委任者が法人の場合には、委任者欄のみゴム印使用は可）して作成した委任状による申請は認めない。
 - (注3) 委任状に日付の記載がない場合、記載漏れや記載ミスがある場合、過去の旧様式を加工したとみなされる場合等、委任状の真正や委任者の意思が不明確な場合も同様とする。
- ③ 対面による申請受付を行う場合における「新規者」の申請又は証明書の名義変更（相続、合併、会社分割及び事業譲渡・譲受による場合に限る。）の申請
申請時に提出書類の記載内容等の確認のため、代理申請は認めない。

- ④ 天災やその他の申請者の責めに帰すことのできない、真にやむを得ない事情がある場合代理申請を認めることがある。

(2) 提出書類の保存

本関税割当注意事項の規定に基づき、各種申請等で写しを提出した場合には、提出した日の翌日から5年間、当該書類の原本を保存しなければならない。

(3) 関税割当申請書等の記載要領

記載要領については、【別記】のとおりとする。

(4) 郵送申請等について

- ① 郵送申請にあたっては、原則として、身分確認のための書類の同封は不要とする。ただし、必要に応じて、身分確認を行う場合がある。
- ② 対面による審査又は受付に際しては、提出書類に加えて、身分確認ができる書類（社員証等）を提示すること。
- ③ 原本の提出を求めた場合において、返却が必要な書類については、原則として、後日、返却する。

【別記】 関税割当申請書等の記載要領

<各種様式>

関税割当ホームページから入手したものを使用すること。

なお、次の④から⑧まで及び⑩は申請者が作成しても差し支えない。

[省令様式]

- ① 関税割当申請書（省令様式第1）
- ② 関税割当証明書有効期間延長申請書（省令様式第3）
- ③ 関税割当証明書分割申請書（省令様式第4）

[公表様式]

- ④ 関税割当輸入実績表（申告書）（公表様式第1）
- ⑤ 事業内容確認書（公表様式第2）
- ⑥ 関税割当返納確認書（公表様式第3）

[注意事項様式]

- ⑦ 関税割当証明書内容変更（申請・届出）書（注意事項様式第1）
- ⑧ 委任状（法人権限委任用）（注意事項様式第2）
- ⑨ 委任状（代理人用）（注意事項様式第3）
- ⑩ 代表権者が提出日前1か月以内に発行した従業員である旨を証する書類（注意事項様式第4）

1 共通事項

①「申請者氏名（名称）」欄

イ 法人

登記された商号（会社名）又は名称（団体名）を記載する。

ロ 個人事業者

個人事業者本人の名前を記載する。

商号、屋号等を使用している場合には、それらも併記する。

②「法人番号」欄

申請者が法人である場合に、法人番号指定通知書に基づき法人番号（13桁）を記載する。

③「申請者住所」欄

イ 法人

登記された本店又は実際の営業所（輸入業務を行う）の住所を記載する。

ロ 個人事業者

所得税の確定申告書又は実際の営業所（輸入業務を行う）の住所を記載する。

④「電話番号」欄

担当者の所属する部署の電話番号を記載する。

日中に連絡がとれない場合等やむを得ない場合は携帯電話番号も可とする。

⑤「代表者名」の欄（旧様式時の「記名押印又は署名」の欄）

イ 法人

次の記載例により、代表権を有する役員の登記事項証明書の役職名とともに記名する。押印は不要。

（記載例） 代表取締役 ○○○○

（注）代表権者から権限の委任を受けた者（以下「受任者」という。）の名で申請する場合には、受任者が役職名とともに記名する。

この場合、代表権者からの委任状が必要となるので、提出日前1か月以内に発行した注意事項様式第2の「委任状（法人権限委任用）」又はそれに準じて作成した委任状を提出すること。

ロ 個人事業者

個人事業者本人が記名する。押印は不要。

⑥「資格」欄

イ 法人

「代表権者」と記載する。受任者が申請する場合には、「受任者」と記載する。

ロ 個人事業者

「本人」と記載する。

⑦「申請年月日」欄

申請をする年月日を記載する。

（記載例） 2026年○○月○○日

2 関税割当申請書（省令様式第1）

①「関税率表番号」欄

次表の記載例により割当物品の関税率表番号を記載する。

割 当 物 品	記 載 例
牛馬革（染着色等したもの）	41.04ex 41.07ex
牛馬革（その他のもの）	41.01ex 41.04ex 41.07ex
羊革・やぎ革（染着色等したもの）	4105.30-1 4106.22-1 4112.00-2(1) 4113.10-2(1)
革製及び革を用いた履物（スポーツ用のもの及びスリッパを除く。）	64.03ex 64.04ex 64.05ex

②「品名」欄

次表の記載例により割当物品の名称を記載する。

割 当 物 品	記 載 例
牛馬革（染着色等したもの）	牛馬革（染着色等したもの）
牛馬革（その他のもの）	牛馬革（その他のもの）
羊革・やぎ革（染着色等したもの）	羊革・やぎ革（染着色等したもの）
革製及び革を用いた履物（スポーツ用のもの及びスリッパを除く。）	革製及び革を用いた履物（スポーツ用のもの及びスリッパを除く。）

③「数量及び単位」欄

申請する割当数量を、次表に掲げる単位を用いて、かつ、整数（小数点以下は切り捨てる。）により記載する。

割 当 物 品	単 位
牛馬革（染着色等したもの）	m ²
牛馬革（その他のもの）	
羊革・やぎ革（染着色等したもの）	
革製及び革を用いた履物（スポーツ用のもの及びスリッパを除く。）	足

3 関税割当証明書有効期間延長申請書（省令様式第3）

（記載例）

証明書番号	延長年月日	延長の理由
2026A第100001号	2027年4月30日まで	（例）原材料調達遅れにより、当初の予定どおり通関できないため（※）

（※）変更の理由を簡潔にその要点のみを記載する。

4 関税割当証明書分割申請書（省令様式第4）

（記載例）

※1 関税割当 証明書番号	※2 割当数量の分割の内容				
	I	II	III	IV	V
2026A第100001号	500足	1,700足			
※3 分割の理由	（例）複数の税関で同時に割当物品を通関させるため。				

（※1）「関税割当証明書番号」欄には、分割をする元の証明書の証明書番号を記載する。

（※2）「割当数量の分割の内容」欄には、申請時の割当数量の残量を分割した数（小数点以下も可）を記載する。

（※3）「分割の理由」欄には、簡潔に分割の理由を記載する。

5 関税割当証明書内容変更申請書（注意事項様式第1）

（1）共通事項

① 様式の名称

「届出」の文字を二重線（＝）で消して使用する。）

② 「証明書の番号」欄

内容変更の申請をする証明書の証明書番号を記載する。

（2）「名義変更」に係る内容変更

① 法人（合併、会社分割及び事業譲渡を除く。）

（記載例）

内容変更の事項	変更前	変更後
申請者氏名（名称）	フリガナ ※1 ○○○○	フリガナ ※2 △△△△
変更の理由	（例）会社名を変更したため。	

（※1）変更前の申請者氏名（現に関税割当てを受けている者）を記載する。

（※2）変更後の会社名等を記載する（かな以外の会社名にはフリガナを記載すること）。

② 個人事業者（相続を除く。）

(記載例)

内容変更の事項	変更前	変更後
申請者氏名（名称）	フリガナ ※1 ○○○○	フリガナ ※2 △△△△
法人番号		△△△△
変更の理由	(例) 商号を変更したため。	

(※1)変更前の申請者氏名（現に関税割当てを受けている者）を記載する。

(※2)変更後の商号等を記載する。法人成りの場合は法人番号を併記する。

(※3)申請者氏名のフリガナを記載する。

③ 相続（個人事業者）

(記載例)

内容変更の事項	変更前	変更後
申請者氏名（名称）	フリガナ ※1 ○○○○	フリガナ ※2 △△△△
変更の理由	(例) 相続により、この証明書（の輸入通関数量の実績）を承継するため。	

(※1)被相続人（現に関税割当てを受けていて亡くなった方）の氏名を記載する。

(※2)相続人の氏名を記載する。

(※3)申請者氏名のフリガナを記載する。

④ 合併（法人）

(記載例)

内容変更の事項	※1 変更前	※2 変更後
申請者氏名（名称） 申請者住所	フリガナ ○○○○ ○○○○	フリガナ △△△△ △△△△
代表者名	フリガナ (役職) □□□□ ○○○	フリガナ (役職) □□□□ △△△△
電話番号 法人番号	○○○○ ○○○○	△△△△ △△△△
変更の理由	(例) 合併により、この証明書（の輸入通関数量の実績）を承継するため。	

(※1)合併前の旧法人（現に関税割当てを受けている者）の変更する名称、住所、代表者名（代表権者）、電話番号、法人番号を記載する。

(※2)合併後の新法人の名称、住所、代表者名（代表権者）とそのフリガナ、電話番号、法人番号を記載する。

(※3)役職も併せて記載する。押印は不要。

⑤ 会社分割（法人）

（記載例）

内容変更の事項	※1 変更前	※2 変更後
申請者氏名（名称）	フリガナ ○○○○	フリガナ △△△△
申請者住所	○○○○	△△△△
代表者名	フリガナ (役職) □□□□ ○○○○	フリガナ (役職) □□□□ △△△△
電話番号	○○○○	△△△△
法人番号	○○○○	△△△△
変更の理由	(例) 会社分割により、この証明書（の輸入通関数量の実績）を承継するため。	

（※1）会社分割前の旧法人（現に関税割当てを受けている者）の変更する名称、住所、代表者名（代表権者）、電話番号、法人番号を記載する。

（※2）会社分割後の新法人の名称、住所、代表者名（代表権者）とそのフリガナ、電話番号、法人番号を記載する。

（※3）役職も併せて記載する。押印は不要。

⑥ 事業譲渡・譲受（法人）

（記載例）

内容変更の事項	※1 変更前	※2 変更後
申請者氏名（名称）	フリガナ ○○○○	フリガナ △△△△
申請者住所	○○○○	△△△△
代表者名	フリガナ (役職) □□□□ ○○○○	フリガナ (役職) □□□□ △△△△
電話番号	○○○○	△△△△
法人番号	○○○○	△△△△
変更の理由	(例) ○○の営業権等を譲り受けたことにより、この証明書（の輸入通関数量の実績）を承継するため。	

（※1）営業譲渡法人（現に関税割当てを受けている者）の名称、住所、代表者名（代表権者）、電話番号、法人番号を記載する。

（※2）営業譲受法人の名称、住所、代表者名（代表権者）とそのフリガナ、電話番号、法人番号を記載する。

（※3）役職も併せて記載する。押印は不要。

(3) 割当数量の変更 【当面の間停止】

【本規定は、当面の間停止する。申請受付を再開する際には、ホームページ等でお知らせする。】

(記載例)

内容変更の事項	変更前	変更後
数量及び単位	※ ¹ 1,000m ²	※ ² (空欄)
変更の理由	(例) 当初の輸入計画から〇〇の変更により、輸入数量が減少するため(できるだけ具体的に記載すること)。	
A 割当数量の現在残量	B 返納数量	C 今後の使用予定数量
※ ³ 764.158m ²	※ ⁴ 264.158m ²	※ ⁵ 500m ²

(※1) 割当数量(過去に変更されている場合には、変更後の割当数量)を記載する。

(※2) 何も記載しない。変更後の数量は経済産業省で印字する。

(※3) 申請時の割当数量の残量を記載する。

(※4) 今回返納することとなった数量を記載する。

(※5) 今後使用する予定数量(整数)を記載する。

6 関税割当証明書内容変更届出書(注意事項様式第1)

① 様式の名称

「申請」の文字を二重線(=)で消して使用する。

② 「証明書の番号」欄

内容変更の届出をする証明書の証明書番号を記載する。

③ 内容変更に係る記載事項の各欄

イ 事務所の住所と電話番号の変更

(記載例)

内容変更の事項	変更前	変更後
申請者住所 電話番号	〇〇〇〇 〇〇〇〇	△△△△ △△△△
変更の理由	(例) 事務所を移転したため。	

ロ 法人の代表者氏名の変更

(記載例)

内容変更の事項	変更前	変更後
代表者名	(役職) フリガナ □□□□ 〇〇〇〇	(役職) フリガナ □□□□ △△△△
変更の理由	(例) 代表取締役の交代のため。	

(※1) 代表者氏名にはフリガナを記載する。

(※2) 役職も併せて記載する。押印は不要。

7 関税割当証明書再発給依頼書

① 「再発給依頼書」の様式（様式任意。A列4番）

次のイからホまでの事項を記載する。

イ 次の a～l までの各項目

a 依頼者氏名（名称）	h 有効期間満了日
b 住所	i 関税率表番号
c 依頼年月日	j 割当物品名
d 電話番号	k 当初の割当数
e 紛失又は汚損した証明書の番号	l 現在までに使用した割当数量及び未使用の割当数量
f 法人番号	
g 割当年月日	

- ロ 紛失した時の状況又は汚損した時の状況
- ハ 割当てを受けた数量の使用状況等の説明
- ニ 証明書の再発給を依頼する文言
- ホ 記名（押印は不要）

② 再発給用の関税割当申請書（省令様式第1）

- イ 【別記】の上記1及び2により作成する。
- ロ 「数量及び単位」欄
未使用の割当数量を記載する。

(以上)